



新型コロナウイルス感染症に関する情報

イベントなどの開催制限が緩和されています

北海道では、政府の決定を踏まえ、イベント主催者と施設管理者の双方が感染症防止策を徹底することを前提として、11月末まで、人数上限と収容率要件を緩和しています。

イベントなどの開催制限

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とします。(両方の条件を満たす必要があります)

	収容率	人数上限
イベントの類型 クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会など 	大声での歓声・声援などが<u>ない</u>ことを前提とするもの	収容人数1万人超え →収容人数の50%が上限 収容人数1万人以下 →5,000人が上限
	大声での歓声・声援などが<u>想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、ライブハウス・ナイトクラブでのイベントなど 	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内※ (席がない場合は十分な間隔)

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を空ける必要はありません。

健康相談センターが開設されました

北海道では、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐための「帰国者・接触者相談センター」と「感染症に関する一般相談」の電話番号を全道で統一し、新たに「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」としました。

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター

☎0800-222-0018

(フリーコール・24時間対応)

次のいずれかに該当する時は、すぐに健康相談センターへ電話してください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感^{けんたい})、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方※で、発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合
 ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方。
- 上記以外で、発熱やせきなど比較的軽い症状が4日以上続く場合

妊婦の方へ

念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

子どものいる方へ

小児については、小児科医による診察が望ましいため、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医が決まっていない場合は、健康相談センターへご相談ください。



期限が迫っています！

標茶町新型コロナウイルス 感染症拡大防止対策助成金

事業所施設内の消毒作業や消毒液の配備などの感染拡大防止に取り組む費用として「北海道スタイル」を実践している町内の商工業者（法人・個人）に対し、**一律10万円**を支給しています。

- **支給対象**／次の全ての要件を満たしていること
 - ・北海道スタイルを実践している町内の商工業者である
 - ・町内に独立した事業所（店舗）を有している
 - ・町内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる
 - ・町税を完納している、または3カ月以内に完納の確実な計画を有している
 - ・申請日現在、営業しており、引き続き営業の意思がある

● **申請期限**／11月30日(月)まで

※申請書類は役場1階ロビーに設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

● **問い合わせ**／役場観光商工課商工労働係（2階⑩番窓口☎内線251）

新型コロナウイルス感染拡大 防止に伴う中止イベント

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止が決定しているイベントをお知らせします。イベントへの参加を予定されていた皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

(令和2年10月22日現在)

月	イベント名	問い合わせ
11月	令和2年度標茶町文化講演会	標茶町文化講演会実行委員会（教育委員会社会教育課社会教育係☎485-2111内線288）
11月	東京・標茶ふるさと会総会・懇親会	役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線223）

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを高めやすい場面

マスクをしていない状態で、**+** 換気が悪く、**+** 人と人との距離が近い、狭い空間に、**+** 長時間滞在している場面

感染リスクを減らすため、町民の皆さんには「北海道スタイル」の徹底をお願いします。また、体調が悪い時には「出掛けない」という選択をしてください。「感染しているかも」という思いを持つての行動をお願いします。

「北海道スタイル」



問い合わせ

標茶町感染症危機管理対策本部 役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線126）

健全化判断比率および 資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、都道府県・市町村・特別区は、毎年度、決算に基づき健全化判断比率の算定を行っています。

また、地方公営企業を経営する地方公共団体の長は、同様に資金不足比率を算定します。

これらの比率は、監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会へ報告し、町民の皆さんに公表しています。

令和元年度決算に基づく、本町の健全化判断比率および公営企業における資金不足比率は、次のとおりです。

健全化判断比率

区分	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-% ※1	14.57%	20.0%
連結実質赤字比率	-% ※1	19.57%	30.0%
実質公債費比率	8.8%	25.00%	35.0%
将来負担比率	27.0%	350.00%	

資金不足比率

会計名	比率	経営健全化基準	財政再生基準
病院事業会計	-% ※2	20.0%	
上水道事業会計	-% ※2		
下水道事業特別会計	-% ※2		
簡易水道事業特別会計	-% ※2		

※1 赤字が発生していないため「-」と表示しています。

※2 資金不足が発生していないため「-」と表示しています。

新型コロナウイルス感染症対策のため、**国税庁ホームページ**を利用した**確定申告**をお願いします

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を利用して、スマートフォン・タブレットから給与収入がある方や年金収入、副業などの雑所得の所得税の申告書を作成いただけます。

受付会場の混雑回避など、新型コロナウイルス感染症対策のためぜひご協力をお願いします。

パソコンを利用すると所得税のほか、消費税・贈与税の申告書も作成できます。



確定申告期間中は24時間いつでも利用可能となっており、税務署や役場に申告相談へ行く必要がなくなります。

国税庁のホームページでは、画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、申告書などを作成することができます。作成した申告書をe-Tax送信(「マイナンバーカード方式」「ID・パスワード方式※」)することで、書類の郵送も不要になります。

※「ID・パスワード方式」は事前に税務署で発行手続きが必要です。

■問い合わせ / e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク (☎0570-01-5901)

「憩の家」の現況について

株式会社標茶町観光開発公社の破産手続き終了

「憩の家かや沼」の指定管理者でありました「株式会社標茶町観光開発公社」が平成31年3月28日に破産となり、町民の皆さまには大変ご迷惑とご心配をお掛けしております。

去る9月30日に5回目の債権者集会が開催され、破産管財人が、財団債権額合計852万5736円の財団債権者21名に対し、令和2年9月9日に、財団債権の一部弁済として合計377万9446円の支払いを行い、その結果、財団の残高が0円となったことから破産手続きが終了したとの報告がありましたのでお知らせいたします。

また、このことにより会社の法人格が消滅し、株主はその地位を失うため、標茶町観光開発公社の株券が失効となることと、町の貸付金3千万

円を含む一般債権の弁済までは及ばなかったことの説明がありました。

「憩の家」の再生に向けて

老朽化していた施設を改修するため、現在、隈研吾建築都市設計事務所の手により実施設計が進められています。また、並行して新施設の指定管理者の募集を公募型プロポーザル方式により行っております。2つの作業を令和2年度内に行い、改修工事については、令和3年9月から令和5年2月までとし、令和5年6月の開業予定としております。

これまでの「憩の家」同様、多くの町民に愛され、そして町民の誇りとなりうる施設を目指します。

■問い合わせ / 役場観光工商課 (2階⑩番窓口 ☎内線250)



防災・防犯情報などをメールでお知らせします。

「防犯情報」「防災情報」「町からのお知らせ」「ヒグマ出没情報」の区分から配信を希望する情報を選んで登録すると、必要な情報のみを受信することができます。

登録はこちら▼



**就労継続支援B型事業所
役場庁舎内販売会のお知らせ**

町内には2カ所の就労継続支援B型事業所が開設されています。各事業所では創意工夫した製品の製造販売を行っています。製品のPRや、通所者のやりがい、販路拡大の一助となることを目的に、町では8月より製品の販売場所を定期提供しています。

みなやんWORKS(ワークス)

・日時 **11月18日(水)、**
午後**3時30分～4時**

・品目 そばシフォン、そばロールケーキ、そばクッキーなど



・場所 **役場1階ロビー**

※マイバッグの持参をお願いします。
※急きよ、中止・延期となる場合があります。あらかじめご了承ください。

○問い合わせ 役場保健福祉課
社会福祉係(1階④番窓口
☎131)

第2期

**標茶町地球温暖化防止
実行計画進行管理**

本町では、町の事務事業で排出する温室効果ガス(主に二酸化炭素)の抑制を目的に「第2期標茶町地球温暖化防止実行計画(平成28年度～令和2年度)」を策定しています。

計画の対象は町有施設や公用車などで、毎年度結果を公表しています。

◎令和元年度の状況(進行管理)

(△は減)

区 分	基準年度 (平成25年度) 排出量	令和元年度実績		
		排出量	増減量	増減率
ガソリン	130 t	167 t	37 t	28.5%
軽油	606 t	416 t	△190 t	△31.4%
灯油	674 t	766 t	92 t	13.6%
A重油	2,122 t	1,384 t	△738 t	△34.8%
LPガス	45 t	41 t	△4 t	△8.9%
電気	2,799 t	2,829 t	30 t	3.5%
廃プラ一般	1,101 t	1,765 t	664 t	60.3%
廃プラ産廃	14 t	41 t	27 t	192.9%
合計	7,491 t	7,409 t	△82 t	△1.09%

第2期
実行計画の排出量削減目標

基準年度(平成25年度)
7,491 t

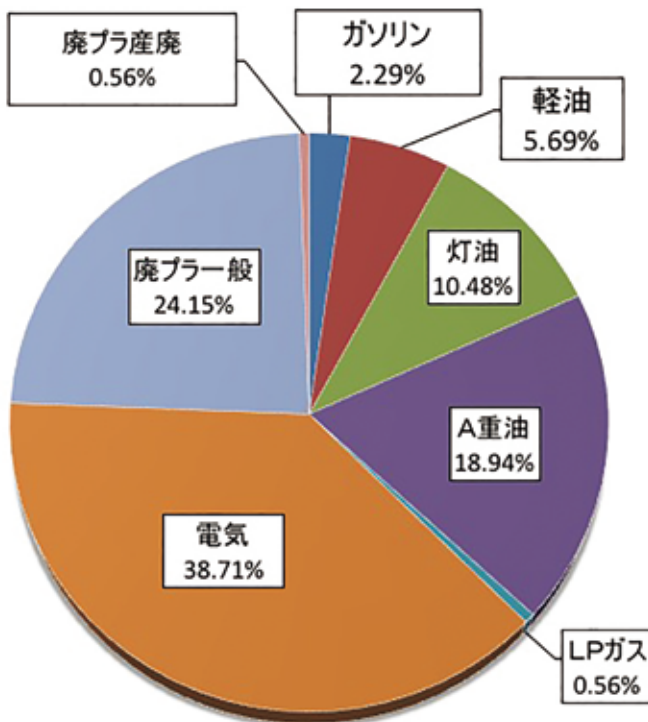


削減目標
△3.8%



目標年度(令和2年度)
7,206 t

◎令和元年度二酸化炭素排出量構成比



【結果分析】

- ・基準年の平成25年度に比べて、二酸化炭素の排出量は82t、1.09%の減少となりました。
- ・二酸化炭素排出量減少の主な要因は軽油・A重油の減少によるものです。
- ・軽油については、町有車両の計画的な入れ替え・配置により、燃料が軽油からガソリンに代わったため、二酸化炭素排出量が減少しています。今後も車種の変更や業務の見直しなどによる削減に努めます。
- ・令和元年度に農業者トレーニングセンター体育館の暖房設備が更新され、A重油を使用しなくなったことにより、二酸化炭素排出量が減少しています。
- ・クリーンセンターで受け入れている、燃やせるごみとして出されたプラスチック類が大幅に増加しており、二酸化炭素排出量が増えています。プラスチック製品の分別方法については広報しべちゃ12月号で紹介しません。



排出量削減に向けて、役場全体で積極的に取り組んでいきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ/役場企画財政課企画調整係(2階⑰番窓口☎内線222)

お済みですか？ 消費税の届け出！

新たに課税事業者になる方

新たに消費税の申告・納付が必要な「課税事業者」となる個人事業者の方は「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を釧路税務署に提出してください。

令和3年分において課税事業者となる方

次のいずれかに該当する場合は、令和3年分課税事業者となります。

①令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えている方

②特定期間（令和2年1月1日～6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている方

※②に該当する方は「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を釧路税務署に提出してください。

簡易課税制度の適用を受ける方

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。令和3年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、**令和2年12月31日**までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署に提出してください。

簡易課税制度とは

課税期間における「課税売上げに係る消費税額」に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を「課税仕入れ等に係る消費税額」とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。なお、簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

- ・課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
 - ・簡易課税制度の適用を受けず、一般課税で申告される方が「仕入税額控除」の適用を受ける場合は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿・請求書などの保存が必要です。軽減税率制度の導入に伴い、令和元年10月1日からは区分経理（取引などを税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿・請求書などが必要となっています。
 - ・課税売上高が5,000万円以下の事業者の方で、区分経理を行うことが困難な場合は、経過措置として売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。
- ※届出書や帳簿の記載方法などについて、詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話で相談する場合は、釧路税務署へ電話し、自動音声に従って番号「1」番を選択すると、電話相談センターにつながります。
- ※「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」などの各種届出書はe-Taxでも提出できます。e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

「税を考える週間」

くらしを支える税

税務署では、毎年11月11～17日を「税を考える週間」と定め、各種広報・広聴活動を行っています。今年も「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や国税庁の取り組みについて紹介します。

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）
YouTube「国税庁動画チャンネル」

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

個人住民税の特別徴収推進宣言

北海道と道内全市町村は「個人住民税の特別徴収推進宣言」を採択し、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

地方税法において、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

事業者の皆さまにおかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

まちづくり ポスト



◆Q1 / コロナ禍で福祉施設や病院など、入所・入院している方への訪問ができないうが、LINE面会やテレビ面会などをやっているところも増えてきたので、本町も考えてほしい。

【匿名】

◆A1 / やすらぎ園ではオンライン面会を4月24日から行っており、広報しべちゃや新聞紙面などで紹介され、利用された方々からも好評をいただいております。

現在は、条件付きの面会実施に向けて検討中ですが、感染状況を注視しながらであることにご理解くださいますようお願いいたします。

【やすらぎ園】

現状、町立病院につきましては、原則面会禁止とされているところでありますが、重症化された患者さまや、長期間入院されている患者さまにつきましては、ご本人・ご家族の方が面会を希望された場合には、面会できるよう対応していますので、病棟看護師までご相談ください。なお、一時的な入院患者さまやご家族以外につきましては、病院施設内の感染症拡大予防のため面会をご遠慮いただいておりますのでご理解願います。

【町立病院】

◆Q2 / 今夏に標茶町に引越してきた2児の母です。

・図書館の蔵書の数に感動しました。特に絵本！以前住んでいた場所（人口150万人の都市）の図書館では、本の数もスペースも少ない上に、貸し出し中の本が多過ぎて、お目当ての絵本に出会えないことが常。「子どもが気に入ったからまた借りよう」と思っても毎回予約して待つて：と時間がかかりました。そして、人気の絵本はどれもポロポロ。その点、標茶の図書館ではたくさんさんの絵本の中からゆっくり選べる

し、きれいな状態の本ばかりだし、とてもうれしいです。これから子どもの成長に合わせて、どんどん利用します！

・トレセン（農業者トレーニングセンター）横にある噴水は、暑い日には子どもを遊ばせるのにぴったりで助かっています。ただ、日陰がないのがつらいです。下の子を抱えたまま、炎天下の中、子どもたちを見守らねばなりません。（近くにあるあずまやは、少し離れていて不便なのです）噴水のベンチの辺りに、1、2カ所屋根があると（あるいは木とか？）うれしいです。

【匿名】

◆A2 / いつも図書館をご利用いただきありがとうございます。標茶町図書館では、平成28年度より「標茶町子ども読書推進計画」を策定し、図書館や学校での読み聞かせ活動など、たくさんの子どもたちが本に親しめるよう、絵本や児童書が広く読まれるように努め、蔵書の充実を図ってまいりました。現在、絵本は約2万4千冊を所蔵し、学校や標茶郵便局などの町内の施設にも設置しているほ

か、町内を巡回している図書館バスでもご利用いただけます。また、令和元年度からは7カ月健診時に本を贈るブックスタート事業を開始し、0歳の赤ちゃんから本に親しんでいたただけよう取り組んでおります。今後も計画に基づき、職員一同、子どもの読書の推進に一層努めてまいります。これからも、たくさんのご利用をお待ちしております。

【図書館】

・ご意見いただきありがとうございます。駒ヶ丘公園の噴水にあるベンチに、屋根を設置してほしいとのご意見ですが、町内の各公園には、休憩のためのあずまやを設置していることから、個別のベンチに日よけの対応は行っておりません。公園は屋外施設とご理解いただき、日よけおよび熱中症対策を十分行った上でご利用をお願いいたします。

【建設課】



シェアリビングスペース・サンルーム・ウッドデッキでは、コーヒーを片手に釧路湿原の絶景や釧網線など情緒あふれる景色をご堪能いただけます。大きな窓越しに映る絵画のような景色を見ながらの作業ははかどること間違いありません。ワーケーションやリモートワークにも最適な環境をご提供します。



外壁・屋根・ウッドデッキの塗装、改修工事が完了し9月より営業を開始しました。自然に溶け込む北欧調の外観に生まれ変わりました。

釧路湿原 ゲストハウス
THE GEEK

☎015-487-2100
Email: support@thegeek.jp